

(J1-1) 土木学会会計規則

平成21年7月17日 制定
平成21年9月11日 一部改正
平成23年11月18日 ”

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人土木学会（以下「学会」という。）の会計処理を適正かつ円滑に行い、事業成績及び財政状態を明らかにするとともに、学会の健全なる運営を図るため、土木学会会計規程（以下「規程」という。）の施行に必要な規定を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 学会の会計は、規程第2条に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(会計区分)

第3条 規程第6条で規定する会計区分に、次の小事業を置くことができる。

(1) 調査研究事業会計

- 1) 調査研究事業
- 2) 公益受注事業
- 3) 社会支援事業
- 4) 公益出版事業
- 5) 会誌発行事業

(2) 講演会等事業会計

- 1) 行事事業
- 2) 全国大会事業
- 3) 教育支援等事業

(3) 表彰・助成事業会計

- 1) 表彰事業
- 2) 論文集発行事業
- 3) 吉田博士記念事業
- 4) 田中博士記念事業
- 5) 土木振興事業
- 6) 学術振興事業
- 7) 学術文化事業
- 8) 公益増進事業

(4) 評価・資格事業会計

- 1) 技術評価事業
- 2) 技術者登録事業
- 3) 技術者資格事業
- 4) 継続教育事業

(5) 収益等事業会計

- 1) 収益受注研究事業
- 2) 収益出版事業
- 3) 相互扶助等事業

(一般管理費の配分基準)

第4条 規程第13条の規定による事業費と管理費に共通した費用の妥当な按分方法としては、法

人税基本通達（15-2-5）に基づき、次の割合を採用する。

租税公課（消費税）	課税収入割合
減価償却費	面積割合
その他	職員の従事割合

なお、職員の従事割合については、別に定める。

（取得、譲渡、除却等）

第5条 規程第37条の別に定めるものは、少額の固定資産で学会の財政に影響を与えないような取得、譲渡、除却等をいい、これらについては、規程第9条第3項の規定による経理職等の承認を得なければならない。

（減価償却）

第6条 規程第39条の財務省令とは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（別表一、三、九、十）をいう。

（棚卸図書の処分）

第7条 規程第44条第2項の財務省令とは、法人税法施行令第68条及び法人税基本通達（9-1-6の8~10）をいう。

（法人税）

第8条 法人税の申告・納税については、定款第36条第1項に規定する書類（以下「決算書類」という。）に基づいて、法人税法の定めるところにより、公益事業、収益事業に分類し、収益事業の損益計算書に基づいて、所定の申告書及び附属書類を作成して、申告・納税しなければならない。

（消費税）

第9条 消費税の申告・納税については、決算書類に基づいて、消費税法の定めるところにより、所定の申告書及び附属書類を作成して、申告・納税しなければならない。

（事業税）

第10条 事業税の申告・納税については、計算書類に基づいて、地方税法の定めるところにより、所定の申告書及び附属書類を作成して、申告・納税しなければならない。

（所得税）

第11条 給与、臨時雇人給、退職金、原稿料、謝金、印税、その他の支払にかかわる源泉所得の徴収については、所得税法の定めるところにより、所定の日までに納税しなければならない。

（住民税）

第12条 職員の住民税については、地方税法の定めるところにより、職員の居住地区市町村からの徴収税額通知書に基づき、所定の日までに納税しなければならない。

2 退職所得にかかわる住民税の特別徴収については、地方税法の定めるところにより算定した税額を徴収し、所定の日までに納税しなければならない。

3 法人住民税については、地方税法の定めるところにより、所定の申告書を作成して、申告・納税しなければならない。

（固定資産税）

第13条 固定資産のうち償却資産について、地方税法の定めるところにより、所定の申告書を作成して、申告・納税しなければならない。

（会計規則の変更）

第14条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則（平成21年7月17日 理事会議決） この内規は、「土木学会会計規程内規」11.7.23・理

事会、13. 4. 20・一部改正、21. 7. 17・一部改正を改正したもので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則（平成21年 9 月11日 理事会議決） この変更内規は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則（平成23年11月18日 理事会議決） 内規から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。